

投資者の皆様へ

2015年6月吉日

SBIアセットマネジメント株式会社

「SBI 日本株トリプル・ブルベアオープン」の満期償還と
「SBI 日本株 3.7ブル/SBI 日本株 3.7ベア」新規設定のお知らせ

平素は「SBI 日本株トリプル・ブルベアオープン(以下「本ファンド」といいます。)」をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

さて、本ファンドの満期償還ならびに後継ファンドの設定につきまして、下記の通りご案内させていただきます。

記

平成22年8月17日に設定いたしました本ファンドは、平成27年8月14日をもちまして信託期間が満了となり、償還させていただきますこととなります。

本ファンドは、償還時期が近づきました際には組入資産の現金化を進めることにより、あるいは急激な純資産残高の減少が生じた場合等には、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場における日々の騰落率に対して、ブルは概ね3倍程度(ベアは3倍程度逆)という運用の基本方針に沿った運用ができなくなる可能性がございますのでご注意ください。

なお、弊社では本ファンドの償還に際し、後継ファンドとして新たに「SBI 日本株 3.7ブル、SBI 日本株 3.7ベア(以下「後継ファンド」といいます。)」を平成27年2月6日に設定しております。

後継ファンドは、レバレッジを従来の3倍から3.7倍へと高めておりますが、運用管理費用(信託報酬)は従前の料率と同様となっております。(詳細は後掲の商品概要をご参照ください。)

なお、「SBI 日本株 3.7ブル」、「SBI 日本株 3.7ベア」の購入・解約のお手続きの詳細につきましては、各販売会社へお問い合わせください。

皆様のご愛顧に厚く御礼申し上げるとともに、今後ともより一層のお引き立てを賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

以上

- お客様の残高及びNISA等に関するお問い合わせは、販売会社までお願いいたします。
- 本ファンドの償還に関してご不明な点は、下記までご連絡ください。

<お問い合わせ先>

SBIアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6229-0097

(受付時間：営業日の9:00~17:00)

新設ファンド：SBI 日本株 3.7 ブル／SBI 日本株 3.7 ベアの商品概要

運用の基本方針

<SBI 日本株 3.7 ブル>

この投資信託は、わが国の公社債に投資するとともに、株価指数先物取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場全体の値動きの概ね 3.7 倍程度となる投資成果を目指して運用を行います。

<SBI 日本株 3.7 ベア>

この投資信託は、わが国の公社債に投資するとともに、株価指数先物取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場全体の値動きの概ね 3.7 倍程度逆となる投資成果を目指して運用を行います。

<お申込みメモ>

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳細は販売会社までお問い合わせください。
購入価額	継続申込期間 購入申込受付日の基準価額(ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳細は販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の基準価額とします。
換金代金	換金請求受付日から起算して4営業日目以降のお支払いとなります。
申込締切時間	原則として、午後2時50分までに販売会社経由での委託会社に対する申込みに関する事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。したがって、販売会社の申込締切時間は、午後2時50分より前になります。受付時間は販売会社によって異なりますので販売会社にお問い合わせ下さい。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の受付分として取扱います。
購入の申込期間	継続申込期間：平成27年2月6日(金)～平成28年5月2日(月) ※継続申込期間は、上記期間満了後前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
スイッチング	原則として、他ファンドとのスイッチング、及び「SBI 日本株 3.7 ブル」、「SBI 日本株 3.7 ベア」間のスイッチングはできません。
購入・換金 申込受付の中止 及び取り消し	以下に該当する場合には、委託会社の判断で当日分の購入・換金の受付を中止または取消しとさせていただきます場合があります。 ① 株価指数先物取引について、当該取引にかかる金融商品取引所の当日の午後の立会い*が行われないとき、または停止されたとき。 ② 株価指数先物取引について、当該取引にかかる金融商品取引所の当日の午後の立会い*終了時における当該取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。 ③ 金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき。 ※ 当該金融商品取引所の立会時間の変更により、午前・午後の区別が無くなった場合には、「当日の午後の立会い」を「当日の立会い」へ変更する予定です。
信託期間	平成27年2月6日(金)～平成30年2月5日(月) (設定日：平成27年2月6日(金)) 信託期間の延長が有利であると認めるときは、信託期間を延長する場合があります。
繰上償還	受益権の口数が3億口を下回るようになった場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	原則として、毎年2月5日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
公 告	委託会社が投資者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載されます。
運用報告書	ファンドの毎決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除及び益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合には、変更となる場合があります。

<ファンドの費用>

■投資者が直接的に負担する費用				
購入時手数料	購入申込金額に2.16%（税込）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。			
信託財産留保額	かかりません。			
■投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
運用管理費用 （信託報酬）	ファンドの日々の純資産総額に 年1.0044%（税抜 年：0.93%） を乗じて得た金額とします。運用管理費用（信託報酬）の配分は下記のとおりとします。なお、当該報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。			
		運用管理費用 （信託報酬）	年1.0044%（税抜：年0.93%）	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
	内 訳	委託会社	年0.702%（税抜：年0.65%）	ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価
		販売会社	年0.27%（税抜：年0.25%）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社		年0.0324%（税抜：年0.03%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価	
※「税抜」における税は、消費税及び地方消費税に相当する金額を指します。				
その他費用 及び手数料	ファンドの監査費用、有価証券売買時の売買手数料、信託事務の諸費用、目論見書・有価証券届出書・有価証券報告書・運用報告書作成などの開示資料の作成、印刷にかかる費用及びこれらに対する税金をファンドより間接的にご負担いただきます。監査費用を除き運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。			

※ 当該費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<本ファンドの主なリスク及び留意点>

本ファンドは、株価指数先物、国内の債券や短期金融商品を主要投資対象とし、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きに対しては概ね3.7倍程度、ペアは概ね3.7倍程度逆となることを目指して運用を行います。株価指数先物の価格の変動により、基準価額が下落し、非常に大きな損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を大きく割込むことがあります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様へ帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

○本ファンドの主なリスク

①価格変動リスク、②流動性リスク、③目標とする投資成果が達成できないリスク、④換金性等が制限されるリスク
なお、基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

- ・投資信託をご購入の際は、必ず投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、もしくは同時にお受取りになり、内容をご確認ください。
- ・投資信託は値動きのあるものであり、元本保証、利回り保証、および一定の運用成果の保証をするものではありません。したがって、運用実績によっては元本割れする可能性があります。
- ・投資信託の基準価額の下落により損失を被るリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。
- ・投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は、投資者保護基金の支払対象ではありません。